## 净化槽清掃業廃業等届

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

(届出者) 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ( )

年 月 日付第 号で許可を受けた浄化槽清掃業については、浄化槽法 第38条第 号に該当することとなったので次のとおり届け出ます。

廃業等をした		
浄化槽清掃業者の氏名		
(法人にあっては、		
名称及び代表者の氏名)		
住所		
(法人にあっては、		
主たる事務所の所在地)		

## ※ 注意事項

この届出をしなければならない者は、浄化槽法第38条に基づき次の1から5のいずれかに該当する者です。

- 1 浄化槽清掃業者(個人)が死亡した場合、その相続人
- 2 浄化槽清掃業者(法人)が合併により消滅した場合、その役員であった者
- 3 浄化槽清掃業者(法人)が破産手続開始の決定により解散した場合、その破産管財人
- 4 浄化槽清掃業者(法人)が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合、その清算人
- 5 浄化槽清掃業を廃止した場合、浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

変更の日から30日以内に届出がない場合または虚偽の届出をした者は、浄化槽法67条の規定により、過料に処せられることがあります。